

「杉並区高齢者施策推進計画」の改定に向けた取組について

令和8年度で計画期間が終了する「杉並区高齢者施策推進計画」について、以下のとおり改定に向けた取組を進めることとしたので、報告します。

1 改定の基本的な考え方

- (1) 「杉並区保健福祉計画」を構成する高齢者分野の計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体化して改定する。
- (2) 計画の章立て構成は、原則として現計画を踏襲する。ただし、「認知症施策推進計画」は、更なる施策推進に向け、現在の「介護保険事業計画」と同様に独立した章立てとする。
- (3) 計画の内容は、これまでの実績や令和7年度に実施した杉並区高齢者等実態調査の結果等を踏まえるとともに、上位計画である「杉並区総合計画・実行計画」等との整合を図る。

2 計画期間

計画期間は、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の計画期間に合わせ、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

なお、上位計画の改定等を踏まえ、適宜必要な改定・見直しを行う。

3 改定の進め方

- (1) 計画改定案は、適宜聴取する介護保険運営協議会の意見等を踏まえて策定する。
- (2) 上記(1)のほか、「認知症施策推進計画」の内容等は、認知症の人とその家族等が参画するワーキンググループの意見反映を図る。
- (3) これらにより策定した計画改定案について、区民等の意見提出手続を実施した上で、改定後の計画を決定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 11月	計画改定案を策定し、保健福祉委員会に報告
12月	計画改定案に係る区民等の意見提出手続を実施
令和9年 2月	計画（改定版）を決定し、保健福祉委員会に報告
3月	計画（改定版）を公表